

## 経理に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の会計業務を迅速かつ正確に処理し、法人の活動や収支の状況、財産の状況を明らかにして、法人の安定的な運営と活動内容の向上を図ることを目的として、会計処理に関する基準を定めたものである。

### 第2条（適用範囲）

P&Nの会計に関する事項は、NPO 法人会計基準を適用する。

### 第3条（会計年度及び財務諸表等）

1. 会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. P&Nは、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、理事会や定期総会の日程を踏まえ、次の書類（財務諸表等）を作成する。（1）活動計算書（2）貸借対照表（3）財務諸表の注記（4）財産目録

### 第4条（会計責任者）

会計責任者は、理事長が指名する。

### 第5条（規格外事項）

この規定に定めない事項については、理事会において協議し、理事長の決裁を得て指示するものとする。

### 第6条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

### 付 則

この規程は、2022年（令和4年）2月27日から施行する。